

第1部
序 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。

これを受けて、本市では、2006年（平成18年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。

2016年（平成28年）3月には、「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定し、男女共同参画を一層推進するための取組みを進めてきました。このたび策定から5年が経過し、社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行いましたので、継続性を維持しつつ総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（京丹後市男女共同参画条例第2条第1項）

2 計画策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、2004年（平成16年）4月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、2010年（平成22年）の国勢調査結果によると老年人口は30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。

このような特徴は、2015年（平成27年）の国勢調査でも変わっていません。同年に国連で採択された、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の目標であるSDGsを達成するためにも、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠とされており、本市の活力ある未来を拓く上でも男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、重要な課題といえます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン(第3次)」を勘案して策定したものです。また、「京丹後市男女共同参画条例」第11条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。

また、基本方針4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」第2条の3、第3項に規定されている「市町村基本計画」(京丹後市DV防止基本計画)として位置づけます。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」(京丹後市女性活躍推進計画)として位置づけます。

なお、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。

※DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力(以下「DV」と表記)



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としており、中間年度（令和 2 年度）を迎えて見直しを行いました。目標年度に向けて一層実効性の高い取組みを行うため、基本施策や重点目標について修正を行ったものです。策定にあたり、市内各種団体関係者や有識者で構成する男女共同参画審議会に諮問し、様々な立場からの意見をいただきました。

											(年度)
H26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7
調査	策定										
第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ											
						中間 見直し					策定

5 男女共同参画の歩み

(1) 国の取組み

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組みが行われてきました。

1999 年（平成 11 年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000 年（平成 12 年）には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001 年（平成 13 年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組みが強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004 年（平成 16 年）には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007 年（平成 19 年）には、同法の全面的な見直しが行われました。2013 年（平成 25 年）には同法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

その間、雇用の分野においては、2007 年（平成 19 年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が

策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとされています。同年には『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向』が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築等、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年（平成27年）6月には、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定され、行政・経済・司法・教育等の分野における女性参画の拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法整備や生活空間を含めた環境整備についての施策がまとめられました。また、8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月から施行されました。同法によって、市町村や一定規模以上の民間企業は女性活躍推進のための事業主行動計画を策定することが義務づけられました。また、市町村は努力義務として、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなりました。

同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえた防災・復興施策などによる男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備などについて改めて強調した「第4次男女共同参画計画」が策定されています。

2016年（平成28年）12月には、2015年に国連で採択されたSDGsを達成するための中長期的な国家戦略としてSDGs実施指針が策定されました。この中で、日本として更に取組みを強化すべき分野として指摘されたSDG1（貧困）、SDG5（ジェンダー）、SDG7（エネルギー）、SDG13（気候変動）、SDG14（海洋資源）、SDG15（陸上資源）、SDG17（実施手段）を含め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた個別施策が定められました。この指針は2019年（令和元年）12月に改定され、達成年限である2030年を意識しながら一層本格的な行動を加速・拡大し、SDGs実現に取り組まれることになりました。

（2）京都府の取組み

京都府では、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：平成13～22年度）が策定され、平成16年度には男女共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策等を定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されました。

また、2011年（平成23年）に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。

■国、京都府、京丹後市の男女共同参画の歩み

年	国	京都府	京丹後市
1997年 (平成9年)	男女共同参画審議会設置 (政令) 「男女雇用機会均等法」改正		
1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 (法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」策定	
2002年 (平成14年)			
2003年 (平成15年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正		
2004年 (平成16年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「京都府男女共同参画推進条例」施行	
2005年 (平成17年)	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)	「男女雇機会均等法」改正	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」策定

年	国	京都府	京丹後市
平成 19 年 (2007 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 20 年 (2008 年)	「女性の参加加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009 年)	「育児・介護休業法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」策定	
平成 22 年 (2010 年)	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定		「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン 21」中間見直し
平成 23 年 (2011 年)		「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」策定	「京丹後市男女共同参画条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成 25 年 (2013 年)	「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014 年)	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立施行 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		
平成 28 年 (2016 年)		KYO のあけぼのプラン（第 3 次）後期施策」策定	「第 2 次京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン II」策定
平成 30 年 (2018 年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
平成 31 年 /令和元年 (2019 年)	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」 「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」策定	